



平成19年3月23日

各都道府県剣道連盟
専務理事・理事長 殿

財団法人 全日本剣道連盟
専務理事 大谷正俊
[公印省略]

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」の見直しについて（通知）

標記の件について、「剣道試合・審判・運営要領の手引き」を下記のとおり加筆・修正をいたしましたので通知します。各会員への周知徹底方お願いします。

記

1. 手引き14頁【3例外的な現象（4）の修正】
（4）あつてはならないが、片側（表又は裏の一方）に三人の審判員が寄り集まり停止したような場合には、主審は直ちに「止め」をかけることが賢明である。
2. 手引き15頁【4その他（1）の修正】
4 その他
（1）試合の開始と終了の際に副審が定位置に移動する場合、副審は開始線の内側を通り定位置まで移動する。
3. 手引き17頁【①の次に②③を加筆】
二 審判
② 審判員の総合判断の後、時間の計測を開始する。
③ 第30条1項は、被害者救済のため医師および審判員等の判断、処理により、その後の試合に出場できるように設定されたものである。
4. 手引き17頁【二刀について①の修正】
① 小刀での打突が有効打突になるには、大刀で相手の大刀を制している場合で、打った方の肘がよく伸び、十分な打ちで条件を満たしていることを必要要件とする。但し、つば競り合いでの小刀の打突は原則として有効としない。
5. 手引き25頁【事例5解説の修正】
＜解説＞ ① 打突後の体当たりや相手を崩して打突するなど、打突に結びつく行為でなければ不当な押し出しになる。
② 打突の意志がなく、押し出す目的であったのか否かを見極める。
③ 堪えられる程度の接触なのか否かを見極める。
6. 手引き33頁【事例11解説の加筆】
② ただし、錯誤の疑念や表示の不明瞭などがあった場合、判定をより正確にするために合議をかける場合もありうる。

以上